

特定研究開発プログラムに応募する研究者が所属する研究機関（研究代表機関）向け

研究セキュリティのチェックリスト

※本チェックリストは、特定研究開発プログラムに応募する際に、農林水産省が応募要領で定める期限までに、手順書に基づく取組の実施が可能かどうか自己点検するものです。

1. リスク確認・リスク評価について

- (1) 農林水産省が定める期限までに、PI及び自機関の研究参画者並びにCo-PIについて、以下の①から⑬までに掲げる事項に関する情報（③から⑧まで、⑩及び⑪に関する情報は、応募日の属する年度を含めた過去3年分）を自己申告させた上で確認し、デュー・ディリジェンスを実施することができますか？
- ①学歴（高等学校以降のものとし、必要に応じて指導教官等の情報を含む。）
 - ②研究経歴・職歴
 - ③研究費の取得歴
 - ④研究費以外の支援等の取得歴（報酬・給与、奨学金、寄附金、名誉職等の付与及び兼職の状況をいう。）
 - ⑤発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者
 - ⑥特許の出願状況（共同発明者及び共同出願人の情報を含む。）
 - ⑦外国の人材採用プログラムへの参加歴
 - ⑧指針に基づく処分歴
 - ⑨リストへの掲載の有無
 - ⑩リスト掲載機関への所属の有無
 - ⑪リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無
 - ⑫安全保障貿易管理における「非居住者」¹（一時帰国しその滞在期間が6月未満の日本人等）又は「特定類型」²（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を締結し教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国の人材採用プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）への該当性
 - ⑬その他資金配分機関がデュー・ディリジェンスの実施に当たり必要と認める事項

☐ 実施することができる ☐ 実施できない

- (2) 共同研究機関その他個人・機関との間で締結する共同研究契約その他契約・協定について、以下の内容の適切性を確認することが必要です。この点について確認することとしていますか？

- ①協力の内容
- ②研究データ等へのアクセス

¹ 「非居住者」については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び「外国為替法令の解釈及び運用について」（昭和55年11月29日付蔵国第4672号）を参照のこと。

² 「特定類型」については、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省貿易経済安全保障局）及び「「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A」（経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/minashiq3.pdf）を参照のこと。（確認日：2025/12/1）

③発明・特許等の知的財産の取扱い

④守秘義務の内容

☐ 確認することとしている ☐ 確認しない

(3) 自機関（我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の機関に限る。）及び共同研究機関（我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の機関に限る。）について、以下の①から③に掲げる事項に関する情報を、資金配分機関に提出することができますか？

①財務状況、（自機関又は共同研究機関が企業である場合は）資本構成

②リストへの掲載の有無

③その他資金配分機関がデュー・ディリジェンスの実施に当たり必要と認める事項

☐ 提出できる ☐ 提出できない ☐ 提出は不要である

(4) Co-PI 及び共同研究機関の研究参加者の氏名について、これらの者が所属する共同研究機関の担当部署に共有することとしていますか？

☐ 共有することとしている ☐ 共有することとしない

2. 個人情報の取扱いについて

所属研究者及びCo-PIから個人情報（要配慮個人情報を含む。）の申告を受ける際、

①利用目的・第三者（農林水産省及び関係行政機関）提供についての同意書

②最新の情報であること及び虚偽の内容・申告漏れはないことについての宣誓書の提出を求めることとしていますか？

☐ 提出を求めることにしている ☐ 提出を求めない

3. リスク軽減措置の実施について

リスク確認・リスク評価の結果を踏まえ、合理的なリスク軽減措置³を実施することができますか？

☐ できる ☐ できない

4. 研究の開始後のフォローアップについて

(1) 研究の開始後、リスク軽減措置の実施状況等を確認し、その結果を踏まえた取組を実施することができますか？

³ 例えば、施設・設備へのアクセス権限の管理、オフキャンパス等の研究場所の確保、取り扱う情報の機微性に応じたミーティング等への参加者の考慮、（研究参加者が学生の場合などにおいて）雇用契約を締結することによるガバナンスの強化、研修の受講による研究セキュリティに関するリテラシーの向上、研究データ等の情報へのアクセス権限の管理、サイバー攻撃への対策の強化などが考えられる。

☐ できる ☐ できない

(2) 研究の開始後において研究参画者を追加する際に、当該研究参画者に対してデュー・ディリジェンスを実施することができますか？

☐ できる ☐ できない

(3) 研究者から申告された情報に誤りがあった場合、速やかに農林水産省に報告し、修正後の情報に基づき、デュー・ディリジェンスを実施することができますか？

☐ できる ☐ できない

特定研究開発プログラムに参加する予定の共同研究機関向け

研究セキュリティのチェックリスト

※本チェックリストは特定研究開発プログラムに応募する際に、農林水産省が応募要領で定める期限までに、手順書に基づく取組の実施が可能かどうか自己点検するものです。

1. リスク確認・リスク評価について

- (1) 農林水産省が定める期限までに、自機関のCo-PI及び研究参画者について、以下の①から⑬までに掲げる事項に関する情報（③から⑧まで、⑩及び⑪に関する情報は、応募日の属する年度を含めた過去3年分）を自己申告させた上で確認し、デュー・ディリジェンスを実施することができますか？
- ①学歴（高等学校以降のものとし、必要に応じて指導教官等の情報を含む。）
 - ②研究経歴・職歴
 - ③研究費の取得歴
 - ④研究費以外の支援等の取得歴（報酬・給与、奨学金、寄附金、名誉職等の付与及び兼職の状況をいう。）
 - ⑤発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者
 - ⑥特許の出願状況（共同発明者及び共同出願人の情報を含む。）
 - ⑦外国の人材採用プログラムへの参加歴
 - ⑧指針に基づく処分歴
 - ⑨リストへの掲載の有無
 - ⑩リスト掲載機関への所属の有無
 - ⑪リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無
 - ⑫安全保障貿易管理における「非居住者」⁴（一時帰国しその滞在期間が6月未満の日本人等）又は「特定類型」⁵（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を締結し教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国の人材採用プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）への該当性
 - ⑬その他資金配分機関がデュー・ディリジェンスの実施に当たり必要と認める事項

☐ 実施することができる ☐ 実施できない

- (2) 研究代表機関その他個人・機関との間で締結する共同研究契約その他契約・協定について、以下の内容の適切性を確認することが必要です。この点について確認することとしていますか？

①協力の内容

⁴ 「非居住者」については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び「外国為替法令の解釈及び運用について」（昭和55年11月29日付蔵国第4672号）を参照のこと。

⁵ 「特定類型」については、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省貿易経済安全保障局）及び「「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A」（経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/minashiq3.pdf）を参照のこと。（確認日：2025/12/1）

- ②研究データ等へのアクセス
- ③発明・特許等の知的財産の取扱い
- ④守秘義務の内容

☐ 確認することとしている ☐ 確認しない

(3) 自機関（我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の機関に限る。）について、以下の①から③に掲げる事項に関する情報を、PIに提出することができますか？

- ①財務状況、（自機関が企業である場合は）資本構成
- ②リストへの掲載の有無
- ③その他資金配分機関がデュー・ディリジェンスの実施に当たり必要と認める事項

☐ 提出できる ☐ 提出できない ☐ 提出は不要である

2. 個人情報の取扱いについて

(1) 所属研究者から個人情報（要配慮個人情報を含む。）の申告を受ける際、

- ①利用目的・第三者（研究代表機関、農林水産省及び関係行政機関をいう。）提供についての同意書
- ②最新の情報であること及び虚偽の内容・申告漏れはないことについての宣誓書の提出を求めることとしていますか？

☐ 提出を求めることにしている ☐ 提出を求めない

3. リスク軽減措置の実施について

(1) リスク確認・リスク評価の結果を踏まえ、合理的なリスク軽減措置⁶を実施することができますか？

☐ できる ☐ できない

4. 研究の開始後のフォローアップについて

(1) 研究の開始後、リスク軽減措置の実施状況等を確認し、その結果を踏まえた取組を実施することができますか？

☐ できる ☐ できない

(2) 研究の開始後において研究参画者を追加する際に、当該研究参画者に対してデュー・

⁶ 例えば、施設・設備へのアクセス権限の管理、オフキャンパス等の研究場所の確保、取り扱う情報の機微性に応じたミーティング等への参加者の考慮、（研究参画者が学生の場合などにおいて）雇用契約を締結することによるガバナンスの強化、研修の受講による研究セキュリティに関するリテラシーの向上、研究データ等の情報へのアクセス権限の管理、サイバー攻撃への対策の強化などが考えられる。

ディリジェンスを実施することができますか？

☐ できる ☐ できない

(3) 研究者から申告された情報に誤りがあった場合、速やかに研究代表機関を通じて資金配分機関に報告し、修正後の情報に基づき、デュー・ディリジェンスを実施することができますか？

☐ できる ☐ できない

特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者向け

研究セキュリティのチェックリスト

※本チェックリストは、研究者が特定研究開発プログラムに応募する場合において、農林水産省が応募要領で定める期限までに、研究機関が手順書に基づく取組を実施できるよう研究者（PI 及び Co-PI）として必要な対応を行ったかどうかを自己点検するものです。PI は「PI においては」から始まる問を、Co-PI は「Co-PI においては」から始まる問に回答してください。

1. リスク確認に係る情報の提出等について

(1) 研究者についての情報の提出

- PI においては、自身の以下の①から⑬までに掲げる事項に関する情報（③から⑧まで、⑩及び⑪に関する情報は、応募日の属する年度を含めた過去 3 年分）について、指定された期限までに研究代表機関の担当部署へ提出しましたか？

☐ 提出済 ☐ 未提出

- PI においては、Co-PI 及び研究代表機関の研究参画者に対して、指定された期限までに、以下の①から⑬までに掲げる事項に関する情報（③から⑧まで、⑩及び⑪に関する情報は、応募日の属する年度を含めた過去 3 年分）の提出を促し、研究代表機関の担当部署へこれらの情報が全て提出されているかどうかを確認しましたか？

☐ 提出を確認済 ☐ 提出を未確認

- Co-PI においては、自身の以下の①から⑬までに掲げる事項に関する情報（③から⑧まで、⑩及び⑪に関する情報は、応募日の属する年度を含めた過去 3 年分）について、指定された期限までに研究代表機関及び共同研究機関（所属研究機関）の担当部署へ提出しましたか？

☐ 提出済 ☐ 未提出

- Co-PI においては、共同研究機関（所属研究機関）の研究参画者に対して、指定された期限までに、以下の①から⑬までに掲げる事項に関する情報（③から⑧まで、⑩及び⑪に関する情報は、応募日の属する年度を含めた過去 3 年分）の提出を促し、共同研究機関（所属研究機関）の担当部署へこれらの情報が全て提出されているかどうかを確認しましたか？

☐ 提出を確認済 ☐ 提出を未確認

- ①学歴（高等学校以降のものとし、必要に応じて指導教官等の情報を含む。）
- ②研究経歴・職歴
- ③研究費の取得歴

- ④研究費以外の支援等の取得歴（報酬・給与、奨学金、寄附金、名誉職等の付与及び兼職の状況をいう。）
- ⑤発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者
- ⑥特許の出願状況（共同発明者及び共同出願人の情報を含む。）
- ⑦外国の人材採用プログラムへの参加歴
- ⑧指針に基づく処分歴
- ⑨リストへの掲載の有無
- ⑩リスト掲載機関への所属の有無
- ⑪リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無
- ⑫安全保障貿易管理における「非居住者」⁷（一時帰国しその滞在期間が6月未満の日本人等）又は「特定類型」⁸（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を締結し教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国の人材採用プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）への該当性
- ⑬その他資金配分機関がデュー・ディリジェンスの実施に当たり必要と認める事項

（２）共同研究機関についての情報の提出

PIにおいては、共同研究機関（我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の機関に限る。）について、以下の①から③に掲げる事項に関する情報を、研究代表機関の担当部署へ提出されているかどうかを確認しましたか？

- ①財務状況、（共同研究機関が企業である場合は）資本構成
- ②リストへの掲載の有無
- ③その他資金配分機関がデュー・ディリジェンスの実施に当たり必要と認める事項

☐ 提出を確認済 ☐ 提出を未確認 ☐ 共同研究機関は無い

（３）リスク軽減措置

- PIにおいては、研究代表機関及び共同研究機関がリスク確認及びリスク評価の結果、実施することとしたリスク軽減措置⁹について、研究代表機関、共同研究機関、農林水産省等と連携・協力して実施する用意がありますか？

☐ ある ☐ ない

⁷ 「非居住者」については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び「外国為替法令の解釈及び運用について」（昭和55年11月29日付蔵国第4672号）を参照のこと。

⁸ 「特定類型」については、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省貿易経済安全保障局）及び「「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A」（経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/minashiq3.pdf）を参照のこと。（確認日：2025/12/1）

⁹ 例えば、施設・設備へのアクセス権限の管理、オフキャンパス等の研究場所の確保、取り扱う情報の機微性に応じたミーティング等への参加者の考慮、（研究参加者が学生の場合などにおいて）雇用契約を締結することによるガバナンスの強化、研修の受講による研究セキュリティに関するリテラシーの向上、研究データ等の情報へのアクセス権限の管理、サイバー攻撃への対策の強化などが考えられる。

- Co-PIにおいては、研究代表機関及び共同研究機関がリスク確認及びリスク評価の結果、実施することとしたリスク軽減措置について、研究代表機関、共同研究機関、農林水産省等と連携・協力して実施する用意がありますか？

☐ ある ☐ ない

2. 個人情報の取扱い

- PIにおいては、研究代表機関に申告する個人情報（要配慮個人情報を含む。以下同じ。）について、
 - ①利用目的及び第三者（農林水産省及び関係行政機関をいう。）提供についての同意書
 - ②最新の情報であること及び虚偽の内容・申告漏れはないことについての宣誓書（以下「宣誓書」という。）を、指定されたフォーマットに従い作成し、研究代表機関の担当部署に提出しましたか？

☐ 提出済 ☐ 未提出

- PIにおいては、Co-PI及び研究代表機関の研究参画者が、研究代表機関に申告する個人情報についての同意書（利用目的及び第三者（農林水産省及び関係行政機関をいう。）提供についての同意書をいう。）及び宣誓書を、指定されたフォーマットに従い作成し、研究代表機関の担当部署に提出したことを確認しましたか？

☐ 提出を確認済 ☐ 提出を未確認

- Co-PIにおいては、研究代表機関及び共同研究機関（所属研究機関）に申告する個人情報についての同意書（利用目的及び第三者（農林水産省及び関係行政機関をいう。）提供についての同意書をいう。）及び宣誓書を、指定されたフォーマットに従い作成し、研究代表機関及び共同研究機関の担当部署に提出しましたか？

☐ 提出済 ☐ 未提出

- Co-PIにおいては、共同研究機関（所属研究機関）の研究参画者が、共同研究機関（所属研究機関）に申告する個人情報についての同意書（利用目的及び第三者（研究代表機関、農林水産省及び関係行政機関をいう。）提供についての同意書をいう。）及び宣誓書を、指定されたフォーマットに従い作成し、共同研究機関（所属研究機関）の担当部署に提出したことを確認しましたか？

☐ 提出を確認済 ☐ 提出を未確認